

消費者ネットおかやまは、 消費者被害の 未然防止・拡大防止を進めます

消費者ネットおかやまは、消費者トラブルの原因となる不当契約条項や不当表示の差止請求を行使できる「適格消費者団体」として、2015年12月に内閣総理大臣から認定を受け、地域の消費者団体や地元の消費者行政と連携して活動を続けています。

会員登録及び寄付のお願い

消費者ネットおかやまは、主に会費と寄付で運営している非営利団体です。会員登録いただき、消費者被害の未然・拡大防止などの活動をご支援ください。

■ 年会費について

個人・年会費(一口)		団体・年会費(一口)	
正会員	3,000円	正会員	10,000円
賛助会員	1,000円	賛助会員	10,000円

※正会員は総会での議決権を有します。

会員の皆様には、ニュースレター(年4回発行)をお届けします。

■ 寄付について

消費者ネットおかやまの活動を支援するために、ご寄付をお願いします。

郵便振替口座 01380-3-85918
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

※通信欄に「寄付金」「ご住所・お名前・電話番号」をご記入ください。
振込手数料はご負担ください。

よろしくお願いいたします。



情報をお寄せください!

契約、解約、広告に関して、「これはおかしいのでは?」と感じたら、情報をお寄せください。

- 高額な解約手数料を請求された
- 理由にかかわらず解約返金できないと言われた
- 広告の記載内容が虚偽・誇大ではないか



お寄せいただきたい情報

- ① 事業者名
- ② 商品・サービスの内容
- ③ 問題があると思う契約条項・広告表示など
- ④ 契約書・規約・約款・広告のコピーがあれば添付してください
- ⑤ あなたの氏名・連絡先(電話・メールアドレス)
※情報提供者の氏名は事業者には伝えません。



こびつとちゃん

情報提供の方法

お電話からのご提供はこちら

☎ 086-230-1316

Webからのご提供はこちら

🌐 <http://okayama-con.net/>

ホーム画面

① 情報の提供を

情報提供フォーム

こちらのQRコードからもホーム画面へ接続可能です。



注意

- ① 消費者ネットおかやまは個別の相談・回答・救済を行う団体ではありません。
- ② 個々の相談等は、お近くの市町村の相談窓口や下記ホットラインにご相談ください。

全国共通「消費者ホットライン」

☎ 188 (いやや)

ストップ! 消費者被害!!



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま



〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5F
TEL (086) 230-1316 FAX (086) 230-6880
メールアドレス npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp
ホームページ <http://okayama-con.net/>

消費者ネットおかやまは、消費者が安全で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指しています。

こびつとちゃんは
コンシューマー(消費者)の
声を聴く長い耳を持った
ラビット(うさぎ)です。



こびつとちゃん

理事長あいさつ

河田 英正(弁護士)



消費者ネットおかやまは、2007年6月6日に適格消費者団体を目指して設立されたNPO法人です。設立以来、消費者なんでも相談会の実施、業者に対する不当な契約条項に関する改善の申し入れ活動、消費者被害の未然防止のための啓発活動などに取り組んでまいりました。2015年12月8日に不特定多数の消費者の利益擁護のための継続的な活動実績のあることが認められ、内閣府から全国13番目の適格消費者団体として認定を受けました。適格消費者団体は、消費者契約法に基づき、個々の消費者に代わって、不当な勧誘などの差止め請求訴訟を提起することのできる団体です。

いっさい賠償責任を負わないというような不当な契約条項、優良誤認などの不当表示、クーリングオフの行使を妨害するような訪問販売などを一定の手続きを経て、自ら差止め請求訴訟ができる団体となったのです。適格消費者団体としての適切な活動があることが、痛ましい消費者被害を未然に防ぎ、公正で健全な消費者経済社会を形成する力になっていくものです。改めて、今後の果たすべき役割と責務の重大性を認識し、誠実に業務を遂行していきたいと決意を新たにしているところです。



認定書授与式

適格消費者団体とは？

内閣総理大臣から認定を受け、「消費者契約法」「特定商取引法」「景品表示法」「食品表示法」に照らして事業者が「不当な勧誘」「不当な契約条項」「不当な表示」などの不当な行為または違法な行為を行っているまたは行う恐れがある場合に、消費者の代わりにその行為をやめるよう請求(差止請求)をすることが認められている団体です。

消費者ネットおかやま 5つの活動内容

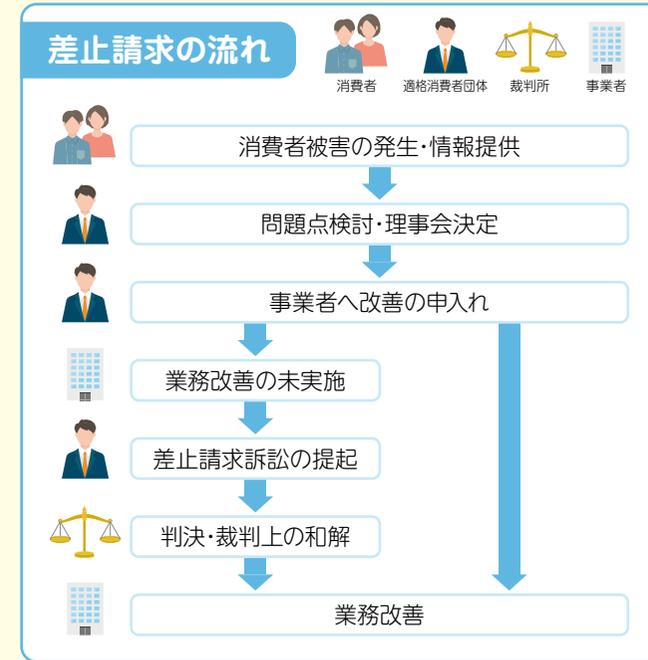
1.消費者問題の調査・研究、救済・支援

消費者被害・不当な契約や勧誘などの情報提供を付けています。

2.差止請求

消費者から寄せられた事業者の不当な広告表示・契約条項などを、弁護士・司法書士・消費生活相談員などの専門家が検討し、事業者に対して改善の申し入れを行います。

事業者が是正に応じない場合は、差止請求訴訟を提起します。



差止請求の対象となる法律違反行為

- 1 消費者契約法…不当な勧誘行為、不当な契約条項
- 2 景品表示法…優良誤認表示、有利誤認表示
- 3 特定商取引法…不当な勧誘行為、不当な契約条項、虚偽誇大広告
- 4 食品表示法…虚偽表示



3.学習会・講演会の開催

消費者政策や消費者問題に関するテーマで、学習会・講演会やワークショップを開催しています。

岡山県から委託事業を受託し、消費者被害の未然防止に取り組んでいます。(2020年3月現在)

4.広報活動

ホームページでの情報提供、ニュースレター(年4回発行)などで広報活動をしています。

5.消費者問題に関する制度改善等の提言

消費者庁など関係省庁や自治体などの行政に対し、パブリックコメントを提出しています。

今までに行った差止請求事例

冠婚葬祭互助会に対するパンフレットの表示について

解約手数料の問題やパンフレットの記載内容が優良誤認を招く内容となっていたため、パンフレットの記載内容をわかりやすい内容に変更するよう申し入れをしました。

スポーツ大会主催者に対する大会規約について

参加申込み後キャンセルや重複入金の返金を行わないこと、大会中の事故発生時に主催者が一切責任を負わないこと、について改善申し入れを行い申込規約が変更されました。

振袖レンタル会社に対し、

キャンセル条項、違約金条項、解除権制限条項の差止めを申し入れ、改善されました。

医療機関に対するがん免疫療法の中途解約金について

自由診療の途中解約に関する取消料について規定上問題があると思われる医療機関に申し入れを行い、申し入れ内容が全面的に取り入れられた料金規定に改正されました。

健康食品会社に対する広告表示について

新聞広告の内容が治療効果や予防効果があると誤認する恐れがあるものに対して、申し入れを行い、対象広告の使用停止と誤解を招かない表現に変更するとの回答がありました。